

平成23年4月から「障害年金加算改善法」の施行により 障害年金の配偶者や子の加算制度が改正されました。

平成23年3月まで

○ 障害年金を受ける権利が発生した時点で、加算要件を満たす配偶者や子がいる場合に加算がされていました。

平成23年4月から

○ 障害年金を受ける権利が発生した後に、結婚や子の出生等により加算要件を満たす場合にも、届出により新たに加算されることになりました。

新たに配偶者や子の加算ができる方とは

○ 障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を同じくする配偶者や子がいる方

◆ 配偶者の加算が可能な年金

- ・ 1、2級の障害厚生（共済）年金
- ・ 1、2級の旧法厚生年金保険・船員保険にもとづく障害年金（職務上の船員保険障害年金は1～5級）

◆ 子の加算が可能な年金

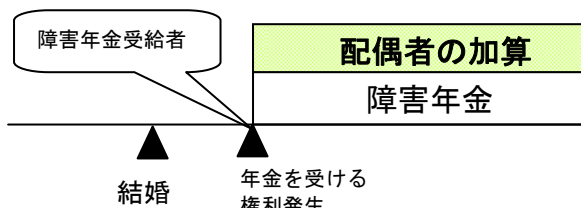
- ・ 1、2級の障害基礎年金
- ・ 1、2級の旧法国民年金にもとづく障害年金
- ・ 1、2級の旧法厚生年金保険・船員保険にもとづく障害年金（職務上の船員保険障害年金は1～5級）

※ 旧法にもとづく年金とは、昭和61年4月1日前に年金を受ける権利が発生した年金をいいます。
 ※ 配偶者の加算は、配偶者自身が障害年金や加入期間が20年（厚生年金保険の中高齢者の特例に該当する方はその期間）以上の老齢および退職を事由とする年金を受けている間は停止されます。

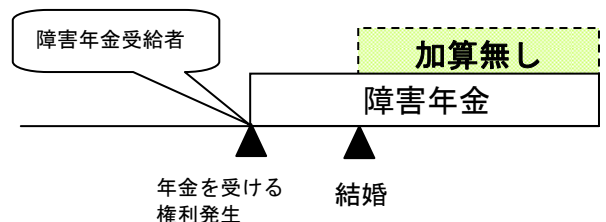
配偶者の加算が行われる具体例

平成23年3月まで

例—1

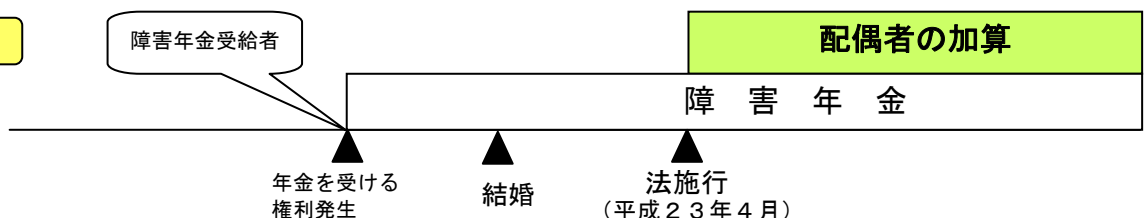


例—2



平成23年4月から

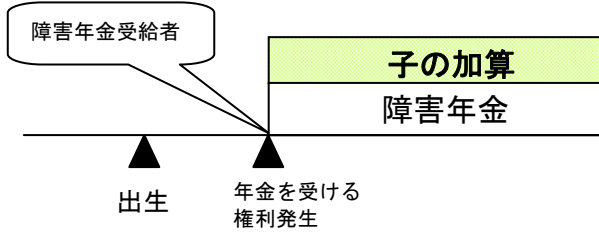
例—2の場合



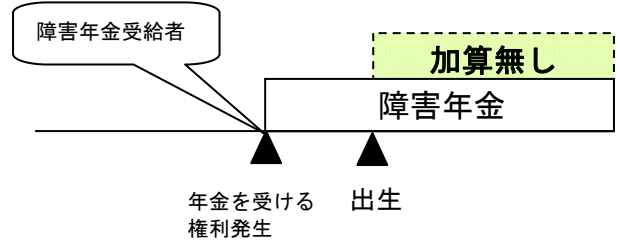
子の加算が行われる具体例

平成23年3月まで

例—1

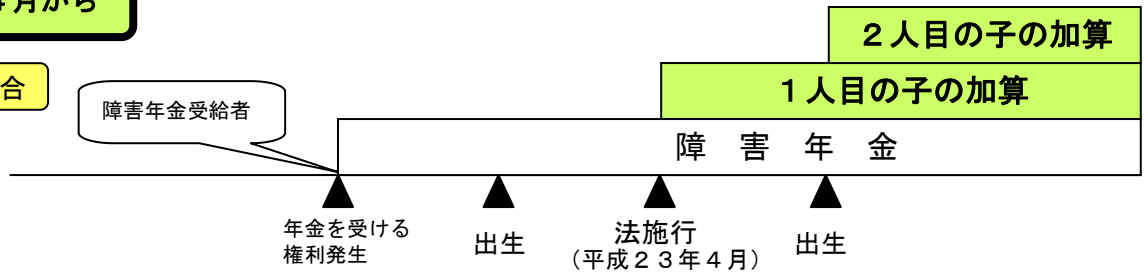


例—2



平成23年4月から

例—2の場合



障害年金の子の加算と児童扶養手当は同時に受けられません！

同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受けとることはできません。

児童扶養手当と障害年金の子の加算のどちらを受けるかについては、今回の制度改正に伴い、原則として、配偶者への児童扶養手当の金額と障害年金の子の加算で金額の高い方を受けられるようになりました。(現に障害年金の子の加算を受けている方も含めて平成23年4月より対象となります。)

ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害年金の子の加算も子的人数によって金額が異なるため、詳しくは下記の照会先へお問い合わせ願います。

○参考：障害年金の子の加算と児童扶養手当額(月額)の対比 (平成23年度月額)

	障害年金の子の加算	児童扶養手当
1人目	18,916円	41,550～9,810円
2人目	18,916円	5,000円
3人目以降	6,300円	3,000円

【障害年金加算改善法について】

- ・お近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 (平日8:30～17:15) までお問い合わせください。※IP電話・PHSからは03-6700-1165
日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>)

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

- ・お住まいの市区町村役場の児童扶養手当担当窓口

障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届

54										
受給権者	①年金証書の基礎年金番号及び年金コード	基礎年金番号						年金コード		
	②氏名	(フリガナ)								
	③生年月日	明・大・昭・平	年	月	日					
	④住所	〒 -								
	⑤電話番号	()								
	⑥配偶者は児童扶養手当を受給していますか	はい・いいえ (はいの場合は裏面へ)								

配偶者	⑦配偶者の基礎年金番号	基礎年金番号									
	⑧配偶者の氏名	(フリガナ)									
	⑨配偶者の生年月日	明・大・昭・平	年	月	日						
	⑩受給状況	現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由とする年金を受けていますか		ア 老齢・退職の年金を受けている。 イ 障害の年金を受けている。 ウ いずれも受けていない。							
		受けているときは、その公的年金制度の名称および年金証書の基礎年金番号・年金コード、恩給証書の記号番号	名称								
		基礎年金番号・年金コード等									
	その支給を受けることになった年月日		昭和	平成	年	月	日				
	⑪該当日	平成 年 月 日									
	⑫該当理由	01. 受給権発生後の婚姻・再婚 11. 受給権発生後の婚姻・再婚 (法施行前)			04. 生計維持関係の復活 14. 生計維持関係の復活 (法施行前)						
	※機構記入欄	諸変更コード	54-04	理由コード	改定年月日		平	年	月	日	
続柄コード		1	障害状態コード	0							
配偶者基礎年金番号		-		配偶者年金コード		配偶者状態表示					

子供 (一人目)	⑬子供の氏名	(フリガナ)								
	⑭子供の生年月日	大正3・昭和5・平成7	年	月	日					
	⑮障害状態にありますか	ある・ない								
	⑯該当日	平成 年 月 日								
	⑰該当理由	02. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (再養子縁組) 03. 子の障害該当 04. 生計維持関係の復活 05. 児童扶養手当からの選択換え 12. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (法施行前) 13. 子の障害該当 (法施行前) 14. 生計維持関係の復活 (法施行前)								
⑱児童扶養手当の受給対象ですか	はい・いいえ									
※機構記入欄	諸変更コード	54-04	理由コード	改定年月日		平	年	月	日	
	続柄コード	2	障害状態コード							

子供 (二人目)	⑬子供の氏名	(フリガナ)								
	⑭子供の生年月日	大正3・昭和5・平成7	年	月	日					
	⑮障害状態にありますか	ある・ない								
	⑯該当日	平成 年 月 日								
	⑰該当理由	02. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (再養子縁組) 03. 子の障害該当 04. 生計維持関係の復活 05. 児童扶養手当からの選択換え 12. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (法施行前) 13. 子の障害該当 (法施行前) 14. 生計維持関係の復活 (法施行前)								
⑱児童扶養手当の受給対象ですか	はい・いいえ									
※機構記入欄	諸変更コード	54-04	理由コード	改定年月日		平	年	月	日	
	続柄コード	2	障害状態コード							

生計維持申立										
左記および上記の加算額・加給年金額の対象者は、生計を維持していることを申し立てる。										
平成	年	月	日	受給権者氏名						印



子の加算請求に係る確認書

私は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」を提出するにあたり、障害基礎年金等の子の加算金について、下記の説明を受けたことを確認します。

記

障害基礎年金等の子の加算について

1. 障害基礎年金等の子の加算を受給すると、配偶者が受給している児童扶養手当は資格喪失又は減額となります。
2. 障害基礎年金等の子の加算について手続きをすると、後日「支給額変更通知書」が届きます。また、既に配偶者が児童扶養手当を受給している場合は、配偶者がお客様の「支給額変更通知書」を持参のうえ、市区町村役場へ「児童扶養手当資格喪失届」又は「児童扶養手当額改定届」を提出する必要があります。
3. 今回届出のありました「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」について、住所地の市区町村役場へ情報提供されることをご承知願います。
なお、個人情報については児童扶養手当からの移行以外の目的で使用することはありません。

平成 年 月 日

申出人（障害年金受給権者）

基礎年金番号.....

住所.....

氏名..... (印)

電話番号..... ()

代理人

住所.....

氏名..... (印)

申出人との続柄.....

電話番号..... ()

◎この届書は、以下のいずれかに該当したときに提出してください。

- 障害給付の受給権者が、受給権発生後において、生計を維持する配偶者や子を有するに至ったとき。
- 障害給付の受給権者が、国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年法律第27号。以下「法」という。）の施行日（平成23年4月1日）において、現に当該受給権者によって生計を維持している配偶者や子（受給権発生以後に生計を維持するに至った者に限る）を有している場合。
〔◆ 障害給付の制度によって、配偶者及び子の加算ができない場合もありますのでご注意願います。〕

<記入上の注意>

- ・太枠のみ記入してください。（※印欄は、記入の必要がありません。）
- ・③、⑨および⑭の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば昭和15年6月5日

生まれの場合は、

明	大	昭	平		年		月		日
1	3	5	7	1	5	0	6	0	5

のように記入してください。

- ・⑥で配偶者が児童扶養手当を受給しており、児童扶養手当の受給対象であるお子様について、障害基礎年金等の子の加算への移行を希望される場合は、子供の欄を記入の上、左記の「子の加算請求に係る確認書」をご確認の上、申出人欄に署名してください。
- ・⑦～⑫は配偶者（事実上の婚姻関係にある方を含む。）について記入してください。
- ・⑩の受給状況については、障害厚生年金等を受ける方であって、加給年金額の対象者である配偶者（夫または妻）の年金について記入してください。上欄は、該当する文字（ア・イ・ウ）のいずれかを○印で囲んでください。アまたはイに該当する方は、中欄および下欄にも記入してください。

「公的年金制度等」とは次の制度です。										
1	国民年金	2	厚生年金保険	3	船員保険（旧法の年金のみ）	4	国家公務員共済組合			
5	地方公務員等共済組合	6	私立学校教職員共済	7	農林漁業団体職員共済組合	8	恩給			
9	地方公務員の退職年金に関する条例	10	日本製鉄八幡共済組合	11	執行官					
12	旧令による共済組合等	13	戦傷病者戦没者遺族等援護							

- ・⑬～⑯は18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子（厚生年金保険法又は国家公務員共済組合法等の障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子を含む）について記入してください。
- ・⑰および⑱の該当日については、婚姻日や出生日等、生計を維持する配偶者や子を有することとなった日（以下「事実発生日」という。）を記入願います。

〔◆ 事実発生日が法施行日の前日（平成23年3月31日）以前にあり、法施行日において、現に当該受給権者によって生計を維持している配偶者や子を有している場合は、平成23年3月31日と記入願います。〕

- ・障害給付の受給権者で、加給年金額の対象者がある方は、「生計維持申立」欄に生計を維持していることの申し立てをしてください。
- ・受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。

◎この届書に添えなければならない書類

- ・加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍の抄本（住民票でこれにかえることはできません）
- ・加給年金額の対象者が、受給権者によって、生計維持されていることを証する書類
- ・加給年金額の対象者のうち、厚生年金保険または国家公務員共済組合法等の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は、年金事務所にあります。）
また、次の病気やけがによるときは、レントゲンフィルム

ア	呼吸器系結核	イ	肺化のう症	ウ	けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
エ	その他認定又は審査に際し必要と認められたもの				

- ・⑥ではいを○印で囲んだ方は、児童扶養手当額が確認できる書類の写（児童扶養手当証書等）
- ・⑰でア、イを○印で囲んだ方は、その年金証書、恩給証書またはこれに準ずる書類の写し

障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届

54	受給権者															
受給権者	①年金証書の基礎年金番号及び年金コード		基礎年金番号							年金コード						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	3	5	0
	②氏名		(フリガナ) ねんきん たろう 年金 太郎 印													
	③生年月日		明・大・昭・平	3	1	0	4	0	1	1	3	5	7			
	④住所		〒 168 - 8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24													
	⑤電話番号		0570 (05) 1165													
⑥配偶者は児童扶養手当を受給していますか		<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ (はいの場合は裏面へ)														

配偶者	⑦配偶者の基礎年金番号		基礎年金番号										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	
	⑧配偶者の氏名		(フリガナ) ねんきん はなこ 年金 花子										
	⑨配偶者の生年月日		明・大・昭・平	3	2	0	7	1	5	1	3	5	7
	⑩受給状況	現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由とする年金を受けていますか		ア 老齢・退職の年金を受けている。 イ 障害の年金を受けている。 <input checked="" type="radio"/> ウ いずれも受けていない。									
		受けているときは、その公的年金制度の名称および年金証書の基礎年金番号・年金コード、恩給証書の記号番号		名称									
		その支給を受けることになった年月日		昭和		平成 年 月 日							
	⑪該当日		平成 23 年 3 月 31 日										
	⑫該当理由		01. 受給権発生後の婚姻・再婚 <input checked="" type="radio"/> 11. 受給権発生後の婚姻・再婚 (法施行前) 04. 生計維持関係の復活 14. 生計維持関係の復活 (法施行前)										
	※機構記入欄	諸変更コード	54-04	理由コード		改定年月日	平		年		月		日
続柄コード		1	障害状態コード	0									
配偶者基礎年金番号		-		配偶者年金コード									

子供 (一人目)	⑬子供の氏名		(フリガナ) ねんきん いちろう 年金 一郎										
	⑭子供の生年月日		大正3・昭和5・平成7	1	1	0	2	1	6	1	3	5	0
	⑮障害状態にありますか		ある ・ <input checked="" type="radio"/> ない										
	⑯該当日		平成 23 年 3 月 31 日										
	⑰該当理由		02. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (再養子縁組) 03. 子の障害該当 04. 生計維持関係の復活 <input checked="" type="radio"/> 05. 児童扶養手当からの選択換え 12. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (法施行前) 13. 子の障害該当 (法施行前) 14. 生計維持関係の復活 (法施行前)										
	⑱児童扶養手当の受給対象ですか		<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ										
※機構記入欄	諸変更コード	54-04	理由コード		改定年月日	平		年		月		日	
	続柄コード	2	障害状態コード										

子供 (二人目)	⑬子供の氏名		(フリガナ) ねんきん じろう 年金 二郎										
	⑭子供の生年月日		大正3・昭和5・平成7	1	4	0	7	1	1	1	3	5	0
	⑮障害状態にありますか		ある ・ <input checked="" type="radio"/> ない										
	⑯該当日		平成 23 年 3 月 31 日										
	⑰該当理由		02. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (再養子縁組) 03. 子の障害該当 04. 生計維持関係の復活 <input checked="" type="radio"/> 05. 児童扶養手当からの選択換え 12. 受給権発生後の子の出生・養子縁組 (法施行前) 13. 子の障害該当 (法施行前) 14. 生計維持関係の復活 (法施行前)										
	⑱児童扶養手当の受給対象ですか		<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ										
※機構記入欄	諸変更コード	54-04	理由コード		改定年月日	平		年		月		日	
	続柄コード	2	障害状態コード										

生計維持申立

左記および上記の加算額・加給年金額の対象者は、生計を維持していることを申し立てる。

平成 23 年 4 月 8 日 受給権者氏名 **年金 太郎** 印

市区町村
受付年月日
年金事務所
受付年月日
機構本部
受付年月日

子の加算請求に係る確認書

私は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」を提出するにあたり、障害基礎年金等の子の加算金について、下記の説明を受けたことを確認します。

記

障害基礎年金等の子の加算について

1. 障害基礎年金等の子の加算を受給すると、配偶者が受給している児童扶養手当は資格喪失又は減額となります。
2. 障害基礎年金等の子の加算について手続きをすると、後日「支給額変更通知書」が届きます。また、既に配偶者が児童扶養手当を受給している場合は、配偶者がお客様の「支給額変更通知書」を持参のうえ、市区町村役場へ「児童扶養手当資格喪失届」又は「児童扶養手当額改定届」を提出する必要があります。
3. 今回届出のありました「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」について、住所地の市区町村役場へ情報提供されることをご承知願います。
なお、個人情報については児童扶養手当からの移行以外の目的で使用することはありません。

平成 23 年 4 月 8 日

申出人（障害年金受給権者）

基礎年金番号 1234 — 567890
住所 東京都杉並区高井戸西3-5-24
氏名 年金 太郎 (印)
電話番号 0570 (05) 1165

代理人

住所
氏名 (印)
申出人との続柄
電話番号 ()

◎この届書は、以下のいずれかに該当したときに提出してください。

- 障害給付の受給権者が、受給権発生後において、生計を維持する配偶者や子を有するに至ったとき。
- 障害給付の受給権者が、国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年法律第27号。以下「法」という。）の施行日（平成23年4月1日）において、現に当該受給権者によって生計を維持している配偶者や子（受給権発生以後に生計を維持するに至った者に限る）を有している場合。
〔◆ 障害給付の制度によって、配偶者及び子の加算ができない場合もありますのでご注意願います。〕

<記入上の注意>

- ・太枠のみ記入してください。（※印欄は、記入の必要がありません。）
- ・③、⑨および⑭の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば昭和15年6月5日

生まれの場合は、

明	大	昭	平		年		月		日
1	3	5	7	1	5	0	6	0	5

のように記入してください。

- ・⑥で配偶者が児童扶養手当を受給しており、児童扶養手当の受給対象であるお子様について、障害基礎年金等の子の加算への移行を希望される場合は、子供の欄を記入の上、左記の「子の加算請求に係る確認書」をご確認の上、申出人欄に署名してください。
- ・⑦～⑫は配偶者（事実上の婚姻関係にある方を含む。）について記入してください。
- ・⑩の受給状況については、障害厚生年金等を受ける方であって、加給年金額の対象者である配偶者（夫または妻）の年金について記入してください。上欄は、該当する文字（ア・イ・ウ）のいずれかを○印で囲んでください。アまたはイに該当する方は、中欄および下欄にも記入してください。

「公的年金制度等」とは次の制度です。
1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険（旧法の年金のみ） 4 国家公務員共済組合
5 地方公務員等共済組合 6 私立学校教職員共済 7 農林漁業団体職員共済組合 8 恩給
9 地方公務員の退職年金に関する条例 10 日本製鉄八幡共済組合 11 執行官
12 旧令による共済組合等 13 戦傷病者戦没者遺族等援護

- ・⑬～⑯は18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子（厚生年金保険法又は国家公務員共済組合法等の障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子を含む）について記入してください。
- ・⑰および⑱の該当日については、婚姻日や誕生日等、生計を維持する配偶者や子を有することとなった日（以下「事実発生日」という。）を記入願います。
〔◆ 事実発生日が法施行日の前日（平成23年3月31日）以前にあり、法施行日において、現に当該受給権者によって生計を維持している配偶者や子を有している場合は、平成23年3月31日と記入願います。〕
- ・障害給付の受給権者で、加給年金額の対象者がある方は、「生計維持申立」欄に生計を維持していることの申し立てをしてください。
- ・受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。

◎この届書に添えなければならない書類

- ・加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍の抄本（住民票でこれにかえることはできません）
- ・加給年金額の対象者が、受給権者によって、生計維持されていることを証する書類
- ・加給年金額の対象者のうち、厚生年金保険または国家公務員共済組合法等の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は、年金事務所にあります。）
また、次の病気やけがによるときは、レントゲンフィルム

ア 呼吸器系結核	イ 肺化のう症	ウ けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
エ その他認定又は審査に際し必要と認められたもの		
- ・⑥ではいを○印で囲んだ方は、児童扶養手当額が確認できる書類の写（児童扶養手当証書等）
- ・⑩でア、イを○印で囲んだ方は、その年金証書、恩給証書またはこれに準ずる書類の写し

主な添付書類の例

- ※ ご自身の受けている「年金給付の種類（年金コード）」については、「年金証書」を確認してください。
- ※ 審査の過程において下記以外の書類が必要となる場合がありますので予めご了承ください。
- ※ 手続に必要な書類の確認については、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。
- ※ 旧法の障害年金（年金コード0620、0330、0340）とは、原則として昭和61年4月1日前に年金を受ける権利が発生した年金をいいます。

年金給付の種類（年金コード）	加算の対象となる者	主な添付書類の例
<ul style="list-style-type: none"> ○障害基礎年金（5350、2650、6350） ○旧国民年金法の障害年金（0620） 	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金証書、振込通知書等（届出者の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの） ○戸籍謄本（加算対象者との身分関係が確認できる書類） ○世帯全員の住民票（加算対象者との生計同一関係が確認できる書類） ○所得証明書等（加算対象者の収入に関する証明書） <ul style="list-style-type: none"> ・加算を希望する子が高等学校等在学中の場合は、在学証明書又は学生証等 ○児童扶養手当証書（配偶者が児童扶養手当を受けている場合）
<ul style="list-style-type: none"> ○障害基礎・厚生年金（1350） ○障害基礎・共済年金（1370） <p>※障害等級1級または2級の者に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子 ○65歳未満の配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金証書、振込通知書等（届出者の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの） ○戸籍謄本（加算対象者との身分関係が確認できる書類） ○世帯全員の住民票（加算対象者との生計同一関係が確認できる書類） ○所得証明書等（加算対象者の収入に関する証明書） <ul style="list-style-type: none"> ・加算を希望する子が高等学校等在学中の場合は、在学証明書又は学生証等 ○児童扶養手当証書（子の加算を希望する方で、配偶者が児童扶養手当を受けている場合）
<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法の障害年金（0330） ○旧船員保険法の障害年金（0340） <p>※障害等級1級または2級の者に限ります。 （職務上の船員保険障害年金は1～5級）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ○障害等級に該当する障害の状態にある子（年齢制限なし） ○配偶者（年齢制限なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金証書、振込通知書等（届出者の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの） ○戸籍謄本（加算対象者との身分関係が確認できる書類） ○世帯全員の住民票（加算対象者との生計同一関係が確認できる書類） ○児童扶養手当証書（子の加算を希望する方で、配偶者が児童扶養手当を受けている場合）